

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 12 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530051

研究課題名(和文) EU国際私法における不法行為準拠法決定過程の事例分析

研究課題名(英文) An Analytical Survey of the Choice-of-Law Process in Torts Cases in EU Private International Law

研究代表者

佐野 寛 (SANO, Hiroshi)

岡山大学・社会文化科学研究科・教授

研究者番号：40135281

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円、(間接経費) 810,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、国際私法における不法行為準拠法の決定について、EUの統一法であるローマ規則の具体的な適用をEU裁判所および主要なEU諸国の国内裁判所の判決を分析することによって明らかにすることを目的としている。本研究の成果としては、ドイツのマックス・プランク外国私法・国際私法研究所において、ローマ規則の適用状況について調査を行い、とくにわが国の国際私法である「法の適用に関する通則法」との異同を明らかにし、ローマ規則の課題を指摘した。また、本研究の成果に基づいて、国際取引法のテキストの改訂版を公表した。

研究成果の概要(英文)：This Study aims to analyze how the EU Court of Justice and national courts of EU countries apply the rules of Rome II Regulation to international tort cases in practice. I have researched the decisions of the above-mentioned courts in the Max Plank Institute for Comparative and International Private Law in Hamburg. From that research I have made clear the differences between the rules of Rome II and that of Japanese Private International Law.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際私法 EU 涉外不法行為 準拠法 ローマ 規則 生産物責任

1. 研究開始当初の背景

(1) EUでは、国際私法の分野に関しても法統一の作業が精力的に進められており、2007年7月、欧州議会およびEU理事会は、「契約外債務の準拠法に関する規則」いわゆるローマ規則を採択し、同規則は2009年1月11日からデンマークを除くEU諸国において適用されている。ローマ規則は、不法行為、不当利得などから生じる契約外債務の準拠法に関してEU諸国の国際私法規定を統一するものであり、理論的にも実務的にもきわめて重要な意義をもつ統一法といえることができる。

(2) もっとも、ローマ規則は、統一法の宿命として、EU構成国の妥協の産物という一面を有しており、その規定には多分に解釈の余地を残しているものが少なくない。例えば、不法行為が不法行為地とは「別の国と明らかにより密接な関係があることが明らかな場合」、その別の国の法の適用を認める4条3項について、「明らかにより密接な関係」とは具体的にどのような場合に認められるかは、立法過程における議論をみても必ずしも明らかではない。また、ローマ規則は、製造物責任の準拠法について詳細な個別規定(5条)を定めているが、種々の状況を配慮したためか、手が込んだ複雑な規定となっており、当事者にとっても準拠法の見通しがつきにくいものとなっている。したがって、このようなローマ規則の具体的な解釈およびその適用を知るためには、EU裁判所および国内裁判所の判決を分析することが是非とも必要である。

(3) さらに、日本においても、2006年6月、国際私法の主要法源である法例が全面改正され、「法の適用に関する通則法」(以下、法適用通則法という)が制定された。同法の制定にあたっては、ローマ規則の基礎となった欧州委員会のローマ規則提案が比較法の観点から参考とされており、前述した「明らかにより密接な関係」の例外規定(20条)や、当

事者自治の導入(21条)、生産物責任規定(18条)など、その影響を受けたと考えられる規定が少なくない。通則法のこれらの規定の解釈をめぐっても争いがあり、とくに例外規定が具体的にどのような場合に適用されるか、あるいは生産物責任規定における予見可能性条項の具体的な適用に関しては、さらに解釈論上解明されるべき点が多い。その場合に、EUにおけるローマ規則の具体的な適用は、とくに上述した例外規定や個別的な不法行為規定の解釈において貴重な参考資料となると考えられる。

2. 研究の目的

(1)本研究は、上述のようなローマ規則の重要性と日本の国際私法理論への影響の大きさを考慮して、ローマ規則の具体的な適用を、EU裁判所および主要なEU諸国の国内裁判所の判決を分析することによって、明らかにすることを目的とした。

(2)また、ローマ規則の具体的な適用を分析するにあたっては、わが国の国際私法である法適用通則法との異同を明らかにすることが重要であり、とくに例外規定の適用、予見可能性条項の実際の運用、製造物責任、知的財産権侵害などの個別的な不法行為類型に関する規定の適用についても併せて検討を行うことを目的とした。

3. 研究の方法

本研究は、ローマ規則に関するEU裁判所およびEU主要構成国の国内裁判所の判決を分析、考察することにより、ローマ規則の実際の運用を明らかにすることを主たる目的としているが、具体的には、次のような研究方法で研究を実施した。

(1)まず、ローマ規則の適用が問題となったEU裁判所およびEU主要構成国の国内裁判所の裁判例をできる限り網羅的に収集するとともに、ローマ規則の具体的な適用に関する情報を、文献を中心として収集する。

(2)ローマ 規則の適用が問題となった裁判例がEU内においてどのような評価を受けているかを知るためには、判例評釈等の分析、論文における取扱いを検討するとともに、現地における聞き取り調査を行うことが必要である。そのため、研究代表者がすでにコンタクトを有しているハンブルク（ドイツ）のマックス・プランク国際私法・外国私法研究所において情報を収集するとともに、同研究所の研究員とローマ 規則に関して意見交換を行う。

(3)さらに、ローマ 規則の意義と問題点を明らかにするためには、わが国の法適用通則法との比較が重要となる。そのため、法適用通則法の不法行為準拠法規定について、立法論を含めて、これまでの議論を整理し、自分なりの解釈を提示する。

(4)以上の調査、分析を基礎として、ローマ 規則の具体的適用を明らかにするとともに、法適用通則法との比較を行う。

4. 研究成果

本研究によって得られた具体的な成果は、次の通りである。

(1)ローマ 規則との比較を行うため、法適用通則法の解釈について、立法時の議論を含めて検討を行った。後掲論文 は、その成果の一部であり、法適用通則法18条の「生産物責任の特例」に関する規定について、包括的な考察を行い、具体的な解釈論を提示したものである。また、後掲論文 では、具体的事例に基づき、法適用通則法17条の原則規定および同20条の例外規定の適用を考察し、具体的な解釈論を提示した。

(2)2012年度は、5月始めから9月末まで、ハンブルクのマックス・プランク外国私法・国際私法研究所において調査、研究を行い、とくに国際取引に関連して発生する不法行為の問題について、法適用通則法における準拠法選択とローマ 規則における準拠法選択とを比較して、検討を加えた。その成果は、後掲論

文 として公表した。

(3)ローマ 規則は、EU諸国における法選択規則の統一という点でも重要な意味を持っており、その制定過程では、ヨーロッパ諸国の国際私法理論に重大なインパクトを与える議論が行われた。本研究では、このようなローマ 規則のEU国際私法理論に与えた影響についても検討を行い、基本的にヨーロッパにおける伝統的な国際私法理論が維持されたものと評価した。その成果は、後掲論文 として公表した。

(4)ローマ 規則および法適用通則法に関する上記の研究を基礎とし、本研究をまとめるという意味で、後掲図書 の『国際取引法』の改訂作業を行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

佐野寛「EU国際私法はどこへ向かうのか? ローマ 規則を手がかりとして」国際私法年報14号、査読有り、2012、33-69

佐野寛「国際取引から生じる不法行為の準拠法 ローマ 規則と対比しつつ」日本国際経済法学会編『国際経済法講座 取引・財産・手続』査読無し、法律文化社、2012、65-80

佐野寛「共同不法行為に基づく損害賠償請求について通則法17条および20条により日本法を準拠法とした事例」私法判例リマークス、査読無し、44号、2012、150-153

佐野寛「18条(生産物責任の準拠法)」櫻田嘉章=道垣内正人編『注釈国際私法第1巻』査読無し、有斐閣、2011、460-478

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計1件)

山田録一=佐野寛、国際取引法〔第4版〕有斐閣、2014、400

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.law.okayama-u.ac.jp/~sano/>

6．研究組織

(1)研究代表者

佐野 寛 (SANO HIROSHI)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・教授

研究者番号：40135281